

2021年12月1日

新設分割に関する事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都港区赤坂九丁目7番1号
UUUM 株式会社
代表取締役 鎌田 和樹

東京都港区赤坂九丁目7番1号
LiTMUS 株式会社
代表取締役 笠原 直人

UUUM 株式会社（以下「当社」といいます。）は、2021年10月14日付で作成した新設分割計画書に基づき、2021年12月1日を効力発生日として、LiTMUS 株式会社（以下「新会社」といいます。）を新たに設立し、当社が営むゲーム事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」といいます。）を行いました。

本件新設分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項は、次のとおりです。

記

1 本件新設分割が効力を生じた日

2021年12月1日

2 当社における法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求

本件新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件新設分割において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を充たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(4) 債権者異議手続

本件新設分割にあたって、当社は新会社に承継される債務の全てに関して、重畳的債務引受の方法により、引き続き当該債務の債務者としての地位を有しますので、会社法第 810 条第 1 項第 2 号に定める債権者が存しないことから、同条に定める債権者保護手続は実施しておりません。

3 新会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、2021年12月1日をもって、新設分割計画書に記載された、当社のゲーム事業に付随する資産、債務その他の権利義務（ゲームに関する知的財産権及びノウハウ並びにこれらの使用权及び実施権の2分の1の割合を除く。）を承継いたしました。

4 その他本件新設分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上